北海道森林管理局入札等監視委員会審議概要

(ホームページ掲載日:令和7年10月16日)

| 関がロガイド担元 | | | コカバ坦託 | 令和7年9月30日(火曜日) 中会議室 | | |
|----------|---------|---------|--------------|---|--|--|
| | 開催日及び場所 | | | | | |
| | 委員 | | | 折 原 博 樹 (公認会計士)田 中 健太郎 (弁護士)渡 邊 寧 子 (税理士) | | |
| | 審議対象期間 | | | 令和7年4月1日~令和7年6月30日 | | |
| 審議対象案件 | | | 対象案件 | 536件 うち、1者応札案件298件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件 | | |
| 抽出案件 | | | 出 案 件 | 16件 うち、1者応札案件12件 (抽出率3.0%) | | |
| | | | | 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 (抽出率0%) | | |
| | 工事 | | | 4件 うち、1者応札案件 2件 | | |
| | | | 般 競 争 | 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 | | |
| | | 指 名 競 争 | 公募型指名競争 | 該当なし | | |
| | | | 工事希望型競争 | 該当なし | | |
| | | | その他の指名競争 | 該当なし | | |
| | | 随意契約 | | 0 件 | | |
| 抽出 | | 一般競争 | | 4件 うち、1者応札案件 2件 | | |
| 案 | 業務 | | | 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 | | |
| 件内訳 | | 指名競争 | 公募型競争 | 該当なし | | |
| п/ | | | 簡易公募型競争 | 該当なし | | |
| | | | その他の指名競争 | 該当なし | | |
| | | 随意契約 | 公募型プロポーザル | 該当なし | | |
| | | | 簡易公募型プロポー ザル | 該当なし | | |
| | | | 標準型プロポーザル | 該当なし | | |
| | | | その他の随意契約 | 0件 | | |

| | | 8件 うち、1者応札案件 8件 | | | |
|------------|-------------------|---|--|--|--|
| | 一般競争 | 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 | | | |
| 物品・ 役務等 | 指名競争 | 該当なし | | | |
| | 随意契約(企画競争·公 募) | 該当なし | | | |
| | 随意契約 (その他) | 0件 | | | |
| (特記 | 耳 項) | | | | |
| | | 意見・質問 | 回 答 | | |
| 委員からの対 | 意見・質問、それに対する | 1 D1が落札率100%となっているが、これは偶然か。 | 1 工事費内訳書を分析したと ころ、個別工種の金額に差異 があるので、偶然と考える が、稀にある事例である。 | | |
| | | 2 F1~F4も100%となって おり、4件もあるが、理由 はあるか。 | 2 F1については、林野庁から配布された6人乗り機種の予定価格単価と合致している業者が落札したという状況。 F2~F4の3件は、公表されている単価を基に予定価格が積算されており、1者入札のため競争性がなく100%の金額でも入札できる状態であったと考える。 | | |
| | | 3 A1の工事期間は、4月24 日から来年の3月16日まで となっているが、冬場でも 治山工事はできるのか。 | 3 除雪をしながら工事を行うこともあり、冬場でも治山工事はできる。 | | |
| | | 4 物品・役務の調達方法別 総括表の役務調達のその他 役務の中の「うち生産事 業」とは、定型的にはどの ような仕事か。全体的な中 で金額の比重が大きい。 | 4 生産事業は、森林整備の中で丸太の生産を行う事業であり、毎年、同程度の規模となっている。 | | |
| | | 5 C53の落札率が結構低いが、応札が1者で、ある程度の単価が公表されているのであれば、何か理由があるのか。 | 5 造林の単価は公表していないため、業者の積算が予定価格と大きく差が出るケースがある。 | | |

委員会による意見の具申又は勧告内容 [これらに対し部局長が講じた措置] 今回の審議案件については、適切に行われていたと判断する。

委員長内容確認済 (委員代表)

事務局:北海道森林管理局総務企画部業務調整課

- (注1) 必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。
- (注2) 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益 社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に 規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。)をいう。